

令和元年第6回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和元年6月10日、午後2時に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第6回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手嶋 博行	11番 手嶋 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三	(※20番から23番は、代表推進委員。)	

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地改良届出について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第8号 空き家に付属した農地の指定について
- ・議案第9号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	高 岩 浩 司
係 長	中 村 敬一郎
事務吏員	松 尾 康 年
事務吏員	水 落 ひかる
事務吏員	岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大山 豊 揚

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和元年第6回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。ただ今の出席委員は農業委員19名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に2番樋口委員、4番森山委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
それでは、1頁をお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。5頁まで計24件ございます。以上、報告いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から24番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。
議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から24番について、これを受理いたします。6頁をお開きください。
次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とし、事務局の説明を求めます

事務局 (水落) 議案朗読及び資料をもって説明。2件ございます。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。
4番 森山委員。

4番 (森山委員) 届出物件は、前回子供の自己用住宅として500㎡分けた残り地で、面積も141㎡となったため、利便性を高めるため、宅地並みに造成を行い畑として利用するものです。盛土の周囲はブロック積で囲うため、隣地への影響はありません。排水は、既存の水路へ流します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 なければ、本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。
次に、報告番号2番について、担当委員の説明を求めます。

3番 田中委員
(田中委員) この土地は、平成29年の九州北部豪雨災害により、1m程浸水しています。更なる水害による被害を避けるため、ハウスで作付けを行っている野菜苗を一時的に保管する場所を確保するため、3,454㎡の内、110.7㎡を1m盛土するものです。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 なければ、本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、報告番号2番について、これを受理いたします。
次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課（大山）詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局及び農業振興課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
10頁をお開きください。
次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 （岩切）「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の8番 森部委員、29番 石松委員を指名いたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の1番 藤原委員、21番 浦塚委員を指名いたします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の18番 伊藤委員、24番 塚本委員を指名いたします。
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の19番 後藤委員、28番 窪山委員を指名いたします。
それでは、審議番号1番から4番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 なければ、議案第2号、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
議 長 11頁をお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。尚、この案件は、農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます。

事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。14頁まで12件ございます。ご審議方よろしくお願ひし

ます。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番 手嶋委員。

5 番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由として、譲渡人は高齢で、経営縮小です。譲受人は隣接地を所有するため、話がまとまっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番 手嶋委員。

5 番 (手嶋委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は贈与、譲渡人は遠方で離農。地元にも家がありません。譲受人は、相手方の要望で土地を引き受け経営拡大です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
17番 樋口委員が挙手。

議 長 17番 樋口委員。

17番 (樋口委員) 譲受人は、経営面積が2,358㎡で今回取得する土地と合わせても5反以上ならないが、取得できるのか。

事務局 申請土地の地域の下限面積は、3,000㎡です。それを上回る面積ですので、問題ありません。

議 長 17番委員、よろしいでしょうか。ほかに質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。

9 番 (武井委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、譲渡人は経営縮小。譲受人は相手方の要望で、買い受けるようになっております。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

議長 次に、審議番号4番について、私が担当委員になっていますので、議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約内容は売買。譲渡人は既に亡くなっており、相続放棄のため相続財産管理人名になっております。この土地を処分し返済に充てるとの事です。譲受人は経営拡大です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

それでは、議長を後藤会長と交代いたします。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長 議長を交代しました。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。7番 原野委員。

7番 (原野委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。譲渡人は高齢で、譲受人に長年貸しており、今回売買ということでの申請となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。10番 手島委員。

10番 (手島委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。譲受人は平成29年の豪雨災害により、自宅及び耕作地が甚大な被害を受け現在仮設住宅に住んでおられます。別な場所に新居を構えるにあつたて、農地も取得するものです。譲渡人は他県在住で離農。話がまとまり売買での申請となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約内容は売買。譲渡人と譲受人は従兄弟関係にあり、譲渡人は遠方に住んで

おり離農するため、譲受人との間で話がまとまっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約内容は売買。譲渡人は遠方であり、申請土地は荒らした状態です。譲受人は相手方の要望ということで今回申請があがっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 申請土地は、平成29年豪雨災害により被災を受けていますが、奥詰まったところにあるため市が行う農地改良型復旧の対象となっておりません。譲受人自らが、自力で整地を行っております。

議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員

17番 (樋口委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約内容は売買。譲受人は経営拡大です。元果樹園であったところに栗を植えるとのことです。譲渡人は、高齢なため規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。担当委員の13番 田中委員

13番 (田中委員) 審議番号10番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約内容は売買。譲渡人は、規模縮小、譲受人は相手方の要望。譲受人は長くこの土地を耕作しており、買い取ってもらうことで話が出来ております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。

次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。16番 林 委員。

16番 (林 委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。譲受人は相手方の要望で経営拡大。譲渡人は経営縮小で、申請土地が山間部であり水はけも余り良くないことから、隣接地の譲受人に贈与するものです。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございせんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号11番について、質問や意見はありせんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕。

議長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。

次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。18番 伊藤委員。

18番 (伊藤委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で、譲受人は相手方の要望で経営拡大。譲渡人は離農です。譲渡人は長く貸していましたが、借り手がなくなったため、隣接地の譲受人に相談し売買が成立しております。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございせんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号12番について、質問や意見はありせんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕。

議長 なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。

ここで、議事進行上、暫時休憩といたします。14時50分より再開いたします。

(休憩：14時35分から14時50分)

(休憩後、「現地ビデオ」上映)

議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。15頁をお開きください。
次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
続けて、審議番号1番についても説明をお願いします。

事務局 (水落) 議案書により説明。1件でございます。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありせんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

17頁をお開きください。

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案書により説明。1件でございます。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番 手嶋委員。

- 5 番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。転用の目的は、農業用倉庫1棟ですが、転用申請が必要なことを知らずに既に建築していたため、始末書付きで申請するものです。元豚小屋だったところに倉庫を建てたということです。農地法の運用については、農業用施設に該当します。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませぬか。
推進委員 ありませぬ。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませぬか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
18頁をお開きください。次に議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。2件ございませぬ。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。11番 手嶋委員。
11番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、転用の目的は、露店駐車場で転用の理由は、譲受人の〇〇寺は門徒数1,000人を超すお寺で、駐車場が手狭なため、隣接する土地を来客用駐車場として整備するものです。農地法の運用は、その他の農地で、第2種農地に該当します。問題ないと思ひます。審議の程、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませぬか。
推進委員 ありませぬ。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませぬか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番 畑 委員。
- 12番 (畑 委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は使用貸借で、契約転用の目的は自己用住宅の建築です。転用の理由は、平成29年豪雨災害により、自宅が全壊する被害を受けたため、父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽、雨水排水は既存の側溝に流します。農地法の運用は、その他の農地で、第2種農地です。審議の程、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませぬか。
推進委員 ありませぬ。
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませぬか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
19頁をお開きください。次に、議案第7号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号1番と2番は、推進機構からの買入れです。審議番号3番から5番は推進

機構への売渡しです。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、議案第7号、審議番号1番から5番について、一括して質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

21頁をお開きください。次に、議案第8号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数と認め、審議番号1番は承認とします。

22頁をお開きください。次に、議案第9号「非農地判断について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。2件ございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。11番 手島委員。

11番 (手島委員) 審議番号1番について説明いたします。現地の状況はビデオにて見ていただいたとおりで、現況は宅地として使われています。区会長、隣接者の証明も取っております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 他に、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員

17番 (樋口委員) ビデオでご覧になった通り、立派な杉山でございます。樹齢40～50年生と
言うことで、農林課が所管する森林簿 林班図にも杉として掲載されているようです。

ご審議の程、お願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議長 他に、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:20)